

# 社会福祉法人富士厚生会役員等報酬・賞与規程

## 第1条 (目的)

この規定は、社会福祉法人富士厚生会定款（以下「定款」という。）第15条に規定する役員及び第5条に規定する評議員等（以下「役員等」という。）の報酬・賞与に関する基本的事項を定めることを目的とする。

## 第2条 (役員等の定義)

役員等とは、定款の定めにより評議員会で選任され理事長が委嘱した役員である理事及び監事、並びに評議員選任・解任委員会で選任され理事長が委嘱した評議員をいう。

- ② 役員等は、常勤と非常勤とする。

## 第3条 (報酬)

役員等の報酬は、勤務実態に即して支給することとし、その地位のみに基づく報酬は支給しない。

- ② 常勤の役員等には、報酬を支給することが出来る。
- ③ 非常勤役員等には、貢献度並びに就任の事情などを勘案して理事会の承認を経て評議員会が決定する。
- ④ 報酬の種別は、日額報酬とする。  
報酬支給額は、別表1による。
- ⑤ 役員等の報酬の額は別表1による。

## 第4条 (兼務役員の報酬)

役員等が当法人の職員を兼務する場合は、法人の給与規定に基づく給与を支給する。前条の報酬は支給しない。但し、評議員会の承認により前条の報酬を支給することができる。

## 第5条 (費用弁償)

役員等が職務のために出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- ② 旅費の支給に関しては、法人の旅費規程による。
- ③ 職務にともなう、その他の費用弁償については理事会の承認を得て理事長が決定する。

## 第6条 (賞与)

役員等の賞与は、法人の営業成績及び役員等個々の業務執行状況を評価して、評議員会により決定する。

## 第6条の2 (兼務役員の賞与)

前条の規定にかかわらず、役員等が当法人の職員を兼務する場合は、法人職員の給与規程に基づく賞与を支給する。

第7条 (その他の事項)

この規程に定めのない事項は、その都度、評議員会において決定する。

第8条 (規程の改訂)

この規程を改訂する場合は、評議員会の議決を経て行う。

- 附則 この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 附則 この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。

( 別表 1 )

報 酬 額

役員等	一日当たりの報酬額	
理事・監事・評議員	8, 100円	理事・評議員会等
監事	11, 100円	監事監査時支給